

四、自治と共生のムラ

—ムラの編成原理—

小泉浩郎

一、はじめに

シンボジウムのテーマは、「農政と村落」である。そして私に与えられた課題は、事務局の論点整理によれば（研究通信No.136、三頁）「農政と村落、両者の関係、それも村落の立場から、農政にどのような主体的対応をする事によって、それをとりこんでいるのか」にかかわり、農政を地域が必要とする形へ主体的に組み替えていくこうとする対応についての実態把握と評価である。以下、報告では、村落をムラと呼ぶが、歴史的規定としてのムラ（村落共同体）を指すのではない。わがくに農村社会を生き抜き、そして現に実在しているところのムラである。

そのムラとは何か。これが、実証分析からの小論の結論であるが、つきのように考える。地域的な広がり（属地性）としての集落、人のまとまり（属人性）としての部落、その両者の総体としての生活空間を村落あるいはムラと呼ぶ。地方自治の制度としての村とは異

なり、また行政の末端組織の区とも異なる。

ムラの地域的広がりは、領域としての境界が存在し、ムラの総有的土地觀がある。出作入作はその境界を前提とした言葉である。人のまとまりとは、そのムラ領内のムラ住民の人と人との関係である。ムラ総会という自治組織を基礎に各種の生活集団・機能集団が重層的に存在する。したがってムラの「状態と単位」は、属人的・属地的「共属」とムラびとであるところの「共感」であり、集団統合としての「自治」と集団の相互依存・互恵關係としての「共生」のシクミをもつ。自治は利害調整（自律）、合意形成（自立）機能を有し、共生は資源管理、生活保全機能を有している。共生としての資源管理機能、生活保障機能がムラ運営の主体的契機であり、自治としての利害調整機能、合意形成機能がムラ運営の主体的契機であり、両者は表裏一体で片方を欠いての他方はない。

しかし、歴史的規定のムラ、機能的規定のムラ（研究通信No.133、一四頁）にも、なぜムラびとがムラに結集するのか、この主体的契機を欠いているふうに思われる。また、これまでの農政（中央政府といいかえるが）とムラとの関係は、この主体的契機をおおいからくし、また否定されしてきた。

シンボジウムのテーマ「農政と村落」は、私の立論からは「村落と農政」である。そしてムラびとが、ムラに生きる、その生きざまから課題に接近してみようと思う。農業經營を専攻する一研究者が、専門外の、手にあまる課題を自ら課したのは、多くのムラ論の人間不在于、いるとしても、ムラに埋没した主体性のない前近代的鷄合の衆か、隣保共助、醇風美俗の規範集団としかみていない状況に対する疑問からである。整理の途中である。御叱正を期待する。

二、ムラを見る眼

農業の見直し、農村・農業のたてなおしにムラが再び問われだした。必要だという主張もあれば、時代錯誤だという主張もある。それにしても、行政によるムラの否定と肯定は、明治以降をとっても何度も繰り返されてきた。その具体的論証は、他の話題提供者に譲るとして、とくに私の立論とのかかわりで、時の政府は、ムラをどう見てきたか、そしていま問われているムラも同じ轍を踏むことにならないか、確認しておきたい。

明治維新は、まず「カムラ」の否定から始まつた。明治五年、旧来の組織を全く無視して、大区・小区制を設定した。共同体的「ムラ」が、維新前後の世直し一揆に代表される抵抗の組織となること、文明化→資本主義→西欧化という流れの中で、土着的な思想・文化は、抑圧すべきものであることなどの理由から、農民の自治的伝統・自主的寄り合いは、一切否定されたのである。しかし、この極端な集権化の強行は、地租改正・学制・徵兵令などの重圧も加わり、農民一揆などの反撃を受けて急転換を遂げることになる。

明治二一年、大久保利通は「地方の体制等改正之議上申」という意見書のなかで、「今日世情が駭然とし、兇徒が蜂起し、地方の安寧が妨害されているのは、政府の政策がよくないのでなければ、府県長官の行政手腕が足りないからでもない。地方政治に関することをすべて中央政府の権限内におさめ、地方に独自の権限を許さなかつたためである。この仕組みでは、戸長がした誤ちも、たちまち中央政府の罪といふことにされてしまう。もし地方に会議を開き、

一定の独立権限を与えたならば、政治の是非得失が住民の共同の責任となり、中央政府に怨みをもつようなことはなくなるであろう」と述べている。(1) 責任の転嫁である。この意見を受けて三新法(郡区町村編成法、府県会規則、地方税規則)を交付し伝統的町村を認めると共に戸長を選出とした。

この「ムラ」の公認も長くは続かなかつた。忠実な末端統治機構の形成には、末端行政単位の拡大と戸長官選が必要であると考えられ、明治一七年の改正、明治二二年の市制・町村制への制定へと続いた。標準農村の規模を三〇〇戸とし、厳しい反対の中で、全国の町村の数を六分の一にまで減少させた。しかし、行政区を拡大すれば、当然末端住民への行政伝達は不十分になる。そこで新町村の下に行政区と区長をおいた。実際は、区長は同時に部落長であつた。しかし「要スルニ区ハ、市町村内別ニ特立シタル一自治体タルニアラズ、單ニ町村長ノ事務ヲ補助執行スルノニ便ニ供フルニ過ギズ、区長ハ市町村ノ機関ニシテ区ノ機関ニアラズ、区ハ法人ノ権利ヲ有セズ、財産ヲ所有セズ、歳計予算ヲ設ケズ一町村制理由」と「ムラリの独立と自治を認めただけではなく、行政の末端機関と位置づけた。日露戦役後の全般的な不況と増税の中で階級対立が顕在化し、小作争議も芽生えて「ムラ」の中に抵抗の姿勢が生まれつつあった。この危機的状況を防ぐために、明治四一年、地方改良運動を積極的にはじめるのである。再び「ムラ」に焦点をあて、一村一家、分度推讓、勤儉貯蓄などを基礎に親睦協和と勤労精神の鼓吹であり、その思想的根柢は、報徳精神にあつた。(2) こうして政府によって作りあげられた「醇風美俗」を軸に、「ムラ」の伝統的秩序を利用した「支配形態」が定着していく。ムラの「自治」(抵抗)を否定し、

ムラの「共生」に基づく精神だけを上から押しつけるのでは、実質的にはムラ否定であった。

昭和のはじめ、農村は不況のどん底にあった。農家の主要な現金収入源である米、まゆの相場は、昭和に入つてから低落傾向を示し、とくに昭和六年にいたつて急激な下落をみた。現金収入の減少は、当然農家負債の増大に連がり、とくに昭和六年の大凶作と重なつた東北、北海道の慘状は言語に絶し、娘の身売りさえあつたと伝えられている。

そうした時に、農山漁村經濟更生運動がその窮状を救うべく国をあげて発足した。「ムラ」を基盤に「隣保共助」による「自立更生」を柱とし町村の全体計画を樹立すると同時に部落の更生計画、さらには各戸計画に及んだ。

そもそも、この運動は、政府が画一的な政策として取りあげる前は、自力更生運動として、兵庫県農会を中心に行なわれた土着的な地方の運動であった。だから政府が自力更生運動を直轄事業とする機運がみえはじめたとき、兵庫県農会の幹事は、「自力更生運動は徹頭徹尾農民自身の運動でなければならない。自力更生運動には天下りは禁物だ」といふ、またある幹事は、「政府は自力更生に名をかり、農村救済策を放擲するのではないかといふ疑惑を農民に抱かせ、結果は目的と反対するおそれがある」と批判した。(3)

この運動は、昭和七年から一六年まで実施され、その後戦時体制に入り、労働不足と食糧難が表面化し、農政は新たな困難な時期に入つた。そして町内会、部落会は大政翼賛会という中央組織の統治下におかれ、戦争遂行の末端組織の役割を担う事になる。「ムラ」は丸ごと利用された。

戦後の「ムラ」の位置づけは、実際の「ムラ」の構造や機能がどうあるかという「ムラ」人の生活に根ざした評価は等閑視され、民主化運動の一義的な評価が主流であった。それは共同体的ムラを解体する中で、はじめて個が自立し、日本の民主化・近代化が可能であるといふ立論であった。

昭和二二年、連合軍司令部の強い指導で部落会は解散され、区長制度も廃止された。(内務省訓令第四号)。民主主義とは地方自治体(市町村)に直接個々の住民が関与することであつて、中間的な組織は不要であるということであつた。ホンネはムラのボス支配への警戒であった。しかし実際の行政運営は部落会を廃したままではすむめることができず、部落の区長に代わるものとして駐在員・連絡員をおく事によって切り抜けた。そして講和条約締結後、区長、部落長、自治会長等の名称で再びもとに戻つた。行政の末端組織として、とくに伝達機関として欠くわけにはいかなかつた。

戦後のムラ肯定の最初は昭和三一年に発足した新農村漁村建設運動、いわゆる「新しい村づくり運動」である。「經濟白書」が、「もはや戦後ではない」と宣言した年である。

「ムラ」がもつ隣保共助に期待しながらも、青年層の台頭と農業生産の効率化を大巾にとり入れているところに、戦前の運動と異なるものがあつた。

当時、農政はムラをどう見ていたか。昭和三〇年「農業集落調査の調査手引」では、つきのように述べている。「農業集落の結合の強いところでは、各種の政策が農業集落のところでゆがめられたり変更されたりして農業政策が正しく浸透することを妨げている。農業集落の結合の強いことは、農業政策や普及事業の浸透に非常に役立つ場

合もあるが、このような間違った方向にゆがめられる場合もある。

従つて農業集落毎にその結合の仕方や共同化の仕方を調査して、それその地方の農業集落の実情を明らかにしておく事は、農業行政を効果的に推進する事にきわめて大切である」。ムラの強さは、農政にとって痛しからしであった。

こうして、昭和三六年農業基本法の公布となり、農政は高度経済成長のもとで、ムラを一顧だにせず、近代化路線をひた走る事になる。もちろん、近代化路線の一途な展開は、けしてマイナスばかりをもたらしたわけではないが、経済の基調が大きく変るなかで、マイナスは増幅され農政は混迷の状況に入り込んでいく。農産物自由化を主張する外圧と身軽な農政を勧告する内圧と、そして農業生産自体の弱体化による内憂である。

農政や農業団体が自らの方向を失なつたとき、決まって「ムラ」が見直され、ムラの共同体的まとまりを評価する風潮が生れる。前述した経済更生運動もそうであつたし、昨今の状況もその例に漏れないようである。

昭和五五年農林業センサスでは、ムラ（農業集落）を積極的に評価する立場に変つてゐる。米の過剰基調を中心とした農産物需給の不均衡、兼業化、混住化、高齢化等のきびしい情勢のもとで、農村、農業を発展させるためには、個々の農家の域を越えた集落を単位とした地域農業の再編やむらづくりが重要であり、それには農業生産や農村生活を維持発展させてきた集落機能を継承発展させる事が必要であるといふ認識に立つてゐる。そして集落営農計画やむらづくりに基盤的な情報を提供することを目的とした調査内容となつた。

農政審議会は、「八〇年代の農政の基本方向の推進について」で

八〇年代がめざす高生産性農業と緑の空間を支える基礎的条件は

「農業集落の保持してきたコミュニティ機能を継承・発展させ活力ある農村社会を確立する事である」とし、その機能とは、「地域資源の利用調整と共同管理機能などすぐれた機能」であるとしている。

昭和五〇年代以降の地域農政の諸施策の多くが集落に依拠している事は承知の通りであり、法制上も農用地利用改善団体（集落段階の農業組織の誘導）、集落段階の協定制度（私法上の契約）の創設（農業用施設の配置、集会施設等の維持管理運営に関する協定―市長村長の認可、認定）など積極的な展開がみられる。

以上これまでの歴史が示すように、農村のため、農業のために「ムラ」は、あなたが主役だと何度も呼び出されたが、同じ事を繰り返すだけであった。それは、「イエ」といい、ムラといい、そしてその「共同体的なまとまり」といっても、それを構成し生活している人間一人ひとりの主体を認め、本当の主役として登場させることはなかつたからではないか。体制維持のために、食糧増進のために、そして生産力向上のために、ムラも「イエ」もそして個人もその手段にすぎなかつたのではないかと思う。

いま、再び呼び出されたムラは、明治のムラでも、戦後のムラでもない。もう遠い昔に「戦後ではなくた」現代のムラである。そのムラが農政に主体的にどう対応したかを実態に即して検討し、ムラの正しい理解と新しい農政のかかわり方を考えてみたい。

三、集落機能をいかした農業構造の再編

熊本県F集落は、熊本市から一六km、都市近郊にある。総世帯数

一三六戸で農家五八戸、農家率五〇%を割る混住集落である。水田三一ha、畑地七二ha、酪農、タバコ、畜産、野菜を柱に米が加わる経営が大部分である。

混住化が進むとムラのまとまりが悪くなり農業生産は低落するが、ここはまとまりよく農業生産も活発である。非農家を含めムラの生活を守り、農業生産を発展させている。農政の問題提起は、ムラの事情を無視し気まぐれである。これから述べるこのムラのユニークな土地利用も、農政の気まぐれなインベクト（最近では水田転作）を直接の契機とはしているが、ムラ全体で主体的に受けとめ、何回もの話し合いのなかから編み出している。

このムラの土地利用方式の特色は、土地の所有と移動を分離して、専業農家に利用を集積すること、水田と畑を利用交換すること、そして作物間結合による輪作と地力維持である。この新しい展開を話し合いで決定し（ムラの自治）ムラ仕事によつて条件を整備し実施に移していく（ムラの共生）。ムラに住み、生きる生活空間を住民全体で保全し発展させようとする共通認識が存在している。もちろん、それは短期間に出来たわけではない。長い歴史と属地的・属人的まとまりによる共属・共感が行動の根底を支えている。以下実態を要約的に示す。

(1) むらの「自治」

このムラでは水田の四分の一が集団転作され、いわゆるブロックーションと交換耕作によって集団的土地利用が行われている。土地の所有と利用の分離・専業農家への利用の集積・水田と畑との利用交換（田畑輪換）、輪作と地力維持などを実現し、出口を失い

かけた我が国農業の基本課題をみごとに解決しているのである。もちろん、一朝一夕に事が運んだわけではない。試行錯誤の連続といつてもよい。『ムラ』の外に住むものにとつては、何とコストがかかる回り道をしているのかと思われるだろう。『ムラ』の外から見れば、過剰に引き算、不足に足し算、そして安い食糧供給が要求なのだから、その過程は問題ではない。安上がりに適確に行われればよいのだ。しかし、その限りでは、『ムラ』もそのなかで働く農家も手段である。手段とみていく限り、『ムラ』とその住民への正しい評価はできない。

昭和五三年から水田利用再編対策に入り、減反の強化と他作物への転換が推進された。

この年の三月二三日、ムラへの仮配分八haの処理方法について、水田を耕作する八二人の農家集会が開かれた。スイカの交配、摘果、たばこの移植などで忙しいため、会合は夜九時からになつた。役場と農協から、なんとか協力してくれと頭を下げられたのでは仕方がない。各生産組合（五組合）ごとに、各自がどこを転作するか相談し、次回に持ち寄ることにした。

二回目の農家集会は、四月一日夜九時三〇分からである。二人が欠席し八〇戸が参加した。各農家の転作予定地を地図に落とし、集團化する方向で話し合った。いわゆるバラ転では対応できないという結論には、誰も反対しなかつたが、どう集団化するかにはいろいろな意見がでて、まとまりがつかない。一一時半を回るころまで話し合つたが、結局、生産組合の長で構成する産業部に集団転作案の作成が委任された。

産業部は四〇歳の部長のもとに三一歳、および二四歳が三人とい

ずれも若い。“ムラ”は、とかく顔役のボス支配で若い者の意見は無視される場合が多いといわれるが、けつしてそうではない。最近の生産面での技術革新は、若者の独壇場だし、集団転作など複雑な作業も若い頭とエネルギーにたよるしかない。委任された産業部は、すべてをまかされただけに組合員全体に対しても責任がある。四月一〇日朝九時から夜八時まで食事もそこそこの検討の結果、転作地を四か所に集める案を作成した。

四月一二日、産業部案が農家総会にかけられ、朝九時から夕方の五時までもみにもんだが、結論が出ず、引き続き翌一三日も九時から再開した。この日も夕方五時まで検討したが合意が得られず、再度産業部に調整案の作成が一任された。それから産業部は、四月一四日（午前九時～午後五時）、一五日（午前九時～午後五時）、一六日（午前九時～午後三時）とまる三日間をかけて調整案を作った。四月一八日、農家総会。これには全農家が参加した。産業部苦心の自信作は万場一致で了解されるかと思ったが、どうしても三人の合意が得られなかつた。総会は、集団化するという基本方針の確認にとどめて閉会し、その後同意の得られない三人の説得工作が、産業部の手で進められた。二〇日から二二日まで各戸の説得をして回り、幸い全員の同意がとれた。

四月二八日、集団を四ヶ所とし、役場へ書類を提出した。五三年度の日誌はここで終わつてゐる。それにしても長い時間をかけ、辛抱強い話合いがもれたものである。約一ヶ月の間に農家総会が五回延べ二六時間、産業部会八回延べ三九時間が費やされている。なぜ多数決で決めないのか。時間の無駄ではないか。だから“ムラ”は現状を大きく変えられないのだ。近代民主主義を是とすれば、

まわりくどい、非能率的な合意形成過程と評価されるに違ひない。なるほど、非能率ではあるが、合意形成には、非能率であるこの過程が重要なのである。多数決によつて少数者を切り捨てる決定は、能率的ではあるが不満や反抗や孤立が残る。

“ムラ”的寄り合いは、「信条なり信念があつて、そこに出で意見をのべるのでなく、人の意見を聞き、自分の意見を修正し、何回も重ねるなかでいつの間にか総員の意見が一致する形。総員の意見が一致する形のなかで、自分の私利私欲・我執とでもいいましようか、そういうものがいつの間にかつき消されてしまう」(5)、そういう過程である。具体的の手続としてはアンケート（共通認識）、観察（共同体験）、話し合い（相互作用）を通して、情況判断の土壤を同一にし、利害の不一致、価値観の不一致を克服し、我執を超えた社会的決定への参加という新たな自我を形成することになる。情況判断不明のまま、あるいは利害対立の状況で多数決はとらない。短期的には損だが、長期的には、また社会的には価値あるという価値観の変化から、社会的同調という経過をとるのである。もちろん、それによって完全な全員一致はない。ないことがまた社会の活力なのである。

“ムラ”の中での社会的決定への参加は、個の自覚であり、社会における主体的役割の獲得過程である。「個の独立」と、社会によつて生かされる「他との共同性」は、二立対抗的なものではなく、人が生きるといふことの一つのありようである。自分たちが暮らしていいる場——生活空間（ムラ）で生き、生かされることが、もつとも主体的活動であり（自己同一化過程）、そこからの主張こそ民主主義であると考えたとき、“ムラ”はきわめて新鮮な社会として登場

してくるのである。

(2) ムラの共生

水系別に転作地を集団化し、三と四年を周期に毎年移動する例は、ブロックローテーションと呼ばれ珍しいことではない。

この「ムラ」では「わざわざ転作地を集団化したのだから、うまく利用法はないか」と考えた。

一〇戸のタバコ耕作組合が集会をもつた。畑は連作障害が出てきたので、すでに小作料として米を一〇a当たり五と六俵払って水田を借り、タバコを栽培する事例が多くなっていた。だからこの集団転作地を耕作組合で全面借入する相談であった。その条件は、①借地料は一〇a当たり二万円、②タバコ跡地は希望があれば優先的に地主に戻す——というものであつた。

酪農家も粗飼料確保のために耕地の拡大が必要であった。集団転作地を飼料畑に利用する相談が酪農部会で開かれた。タバコ耕作組合で決定した一〇a当たり二万円の借地料で、しかも転作奨励金は地主にという条件は飼料作には高すぎた。そこで転作組合内の酪農家の水田をタバコ農家に貸し、その見返りとして、飼料作物の栽培しやすいタバコ農家の畑地を、貸した水田の一倍にして借りるという条件を決めた。

野菜農家や兼業農家も水田をもつてゐるが手が足りないので、集団転作地は、誰かに利用してもらいたいと考えていた。

五四年一〇月一三日の農家総会に両部会から土地利用についての提案がされた。提案の違いは、借地料と交換耕作の場合の比率である。それぞれの主張を聞いたあとで、区長からの調停案が出され、

全会一致で承認された。その結果は、①集団転作地は、タバコ耕作組合が全面利用する、②借地料は一〇a当たり二万五〇〇〇円とする。③飼料畑との交換は同面積とすると決定した。

タバコ耕作組合や酪農部会は、目的機能集団であり、利益動機によつて集団を形成している。だから集団の活動や主張は収益性をいかに高めるかである。その限りでは話合いのはじめはそれぞれに収益を主張する。しかし、その「我」の張り合ひはほどほどでやめる。全体を生かすなかで自分を生かす術をそれぞれ心得てゐるからである。目的機能集団のそれぞれの主張を認めながら、同時に「ムラ」全体で調整し全体が伸びる条件を作り出している。

「ムラ」の土地を「ムラ」の中で利用するという考えは、農業を本当にやりたい農家に土地が集まり、そういう農家を専業農家として発展させることになる。集団的土地区(利用)管理である。(第一表)

第1表 主な類型別經營耕地

類型	年次	1戸当たり		
		川	畑	計
酪農	1970	58.7a	156.6a	215.3a
	1980	110.0	210.1	320.1
タバコ	1970	42.2	111.1	153.3
	1980	113.1	130.9	244.0
酪農複合	1970	55.1	146.3	201.4
	1980	105.9	153.1	259.0
施設園芸	1970	70.3	166.3	236.7
	1980	92.5	120.2	212.7
その他複合	1970	45.8	120.7	166.5
	1980	122.3	67.5	189.8
養鶏・苗	1970	68.5	61.5	130.0
	1980	—	2.0	2.0

(注) センサス調査再算計により作成
九州農試

農地の流動化は、ほとんどが貸し付けである。「土地持ち非農家」としてとどまっているのは、「土地所有は一代限りでない。自分の代が、たまたま他産業に就いているだけだ」という土地所有觀と

「土地はムラの土地であり、ムラびと全部で保全する必要がある」
という土地保全觀にある。

たとえば借地している農家は「經營規模の拡大」という經濟行為に受け止めているが、農地を貸した非農家は「農地を管理してもらつていい」と解釈している。だから、水田を農用地流動化事業で利用権を設定すると、転作奨励金は借り手側に入り、収入は借地料（反当たり年間三万八〇〇〇円から四万円）だけとなるが、借地の九〇パーセント以上は利用権を設定している。

「一〇年前は一ヘクタールに満たない經營だったが、今では三ヘクタールの專業經營となり、タバコは町内トップクラスの作付けで八ヶタ農業の仲間入りです」——所有面積が少なくとも、やる気さえあれば農業專業として生きられるのである。

「自分の土地は水田四〇アールと畑一四〇アールだが、借地や交換耕作で年間延べ八七〇アールの飼料作付面積を確保し、成牛二六頭、育成牛六頭の酪農專業經營になりました」——乳飼比三六・一パーセント、経産牛一頭当たり年間搾乳量六七〇〇キロの成果は、この飼料畑確保が大きな役割を果たしている。

「私はサラリーマンなので百姓はできない。田畠を含めて一・一ヘクタールは他人に貸している」——土地持ち非農家の例である。農業と縁を切らず、次の代まで農地を管理してもらうという考え方である。

農業で生活するために經營面積を拡大したい專業農家と、労力がなく農地をもあまし荒らしづくりしていく兼業農家が隣り合わせにいても、農地はなかなか流動化しないのが一般である。遊ばせているなら貸した方がよさそうだが、そうはしない。農地法を改正し

新しい法律を制定したが、それだけではどうもうまくいかないようである。

農地の流動化は、「市場經濟の論理に基づき競争の原理を貫徹することだ」と説く論者もある。だが、ここでは、弱肉強食の競争の原理はない。「ムラ」で生活を共にする「共生」の原理とも呼ぶべき働きが、判断と行動の基礎になつていて。

この「ムラ」の調整が、個別經營の自由な發展を阻害するという主張もある。しかし、その自由が私欲に陥るとき農業生産も農村社会も大きな後退を余儀なくされるであろう。非農家を含めた多面的な共同活動と合意形成を基本に、ムラといふ生活空間を共にするムラびとが、その生活空間を農地を含めて保全し、發展させる。それはその場その場で帳尻を合わせる経済計算を超えた選択である。地域資源の開発・保全が政策課題として注目されてきている。その「ムラ」資源の開発・保全が「ムラ」仕事であり、ストックの形成である。

さて、この「ムラ」でも集団転作を行つて排水が大きな課題となつた。構造改善事業で基盤整備は済んでいたが、用水路は土水路であり排水条件も不備であった。

米の余っているときに、いまさら金をかけてやることもないだろうと、「ムラ」仕事として自前で整備することにした。なるべく金をかけないでということだから、U字溝は工場と契約して格外品を安く入手した。多少のギズやゆがみは工夫すれば影響がない。むらの中には建設関係で働く人がたくさんいる。ダンプや・ワーショベルもある。道路の拡張やU字溝の敷設などお手のものである。「ムラ」仕事であるから労働も拡張用地も無償提供である。

“ムラ”仕事に出られない人からは出不足金をとっている。「未進」と呼びすでに大正年間からの記録にある。

八〇年センサスで共同作業に出役しない場合の出不足金を徴収する集落の割合が、一四・四%（六〇年）から三二・五%（八〇年）に増えたことから、集落の全戸出役体制は形式的には存続しているが、その内実は確実に崩れつつあるという主張がある。しかし、出不足金を徴収することが、“ムラ”仕事の崩れを意味するのではなく、農村社会の変貌に即して、“ムラ”仕事を維持・強化することの必要から起きたとみるべきだ。また、古くからある「未進」は、金銭による短期決算を指すのではなく、出役できないものが出役者に「御苦労さん」と、そして出役できないもののへの、無言の圧力をなすためのものである。生きた人間関係への配慮である。

“ムラ”仕事は、“ムラ”総出で一斉に行なうことが基本である。各自の責任分担を決め、それぞれ都合のよいときに実施したらよいと思うが、それでは全体が崩れてしまう。人間は「私」に立ちかえるとそれほど善ではないのだ。日本人の集団主義は、このコントロールシステムであり、小集団の理論も、この“ムラ”仕事に原型を見出せそうである。

(3) ムラの運営

ムラの組織にはとりたてて特徴はないが、運営に工夫がある。その一つは、後継者の養成である。年行司三人には学校を卒業した若者がなり、むら三役の走り使いを担当する。任期の二年間で運営万端を得るようになる。区長のもとの区長代理は次期区長で、区長代理と区長各二年を担当するので、むら三役に四年在職する。歴代

区長五人も相談役として残っている。

第二は、属人的な機能集団と属地的な近隣集団を組み合わせ、前者に組織の活力を、後者に組織の調整を担わせている。生活組織は、近隣集団の組（八組）と機能集団の体育部や厚生部など。生産組織は、近隣集団の農家小組合（五組合、その長が集まつて産業部）、機能集団としての専門部会（たばこ、酪農など）である。福本方式とも呼ばれるユニークな集団的土地区画整理事業は、近隣集団である産業部と機能集団である専門部会のコンビの妙がもたらしたものである。

四、むすび

生活を共にするものが顔を寄せ合つて相談したことだ。理論や手本があつたわけではない。みんなが困るから考え出したのだと人々は謙虚であるが、その内容はわが国農業が出口を失い苦惱している課題の一つ一つに答えていく。もちろん答えは不完全だが、経済だけではない農村・農業の在り方を示していくように思う。

その第一は、水田再編に代表される厳しい農業情勢を集落全体で受け止め、住民の創意工夫によって集団的土地区画整理事業ではなく、地目間

（田畑輪換）、作目間（耕作と地力維持）、農家間（所有と利用の分離、生産手段の高度化）の構造的再編による新しい農法の創出である。

第一は、この農業生産の新しい展開を支える条件に非農家を含めた集落ぐるみの多面的な共同活動と合意形成が存在したことである。

一般に地域農業の再編と集落との関係は、まだ議論の多いところだが、ここで一つの解答を示したといえよう。

第三は、農地の有効利用、特に土地利用型農業の進展に大きな制約条件となつてゐる小規模土地所有、分散錯園制を解決していくことである。農地の流動化、農地の所有と利用の分離、利用の集團化と專業農家の規模拡大に一定の方法を提示し、そのための組織、合意形成の仕組みなどの手順を明らかにしている。

むらぐるみ営農の典型と評価された岩手県車門農家小組合（四八年度朝日農業賞）は三交換制（労働力、土地、厩肥）を特色としたが、この方式は、三結合制（農家間、地目間、作目間土地利用結合）を特色としている。そして、いざれも、上から与えられたものではなく、ムラびと自らの創意と工夫である。さらにそれを可能にしたのは、非近代的とさげすんできたムラ寄り合いでムラ仕事である。ムラ寄り合いで合意を得（自治）、ムラ仕事でストックを形成する（共生）。これこそが方式を失いかけた農村・農業を再生する基本であろう。

引用文献

- (1) 大島美津子「明治のむら」、六三頁（教育社）
- (2) 「地方改良運動」は、地方民間の社会的活動の機運を積極的に助長し活用して、地方に自治の氣風を養い、産業組合を促進し特に経済と道徳の調和をはかる……ことで、地方とは、村落共同体にはかならなかつた。

- 中村・木村編「村落・報徳・地主」、二七三～一七四頁（東洋経済新報社）

(3) 帝国農会史稿、五三三頁

(4) 拙稿「むらづくりの実践モデル」、公庫月報八三一二

ク「むら機能をいかした集団的土地利用」、新しい農村、82
(5) 林英夫「地方史研究の摸索」『茨城県の思想・文化の歴史的基本盤』、三一九頁